

ハイライト:

- ・年金制度の改正に注意
- ・不動産譲渡損益の通算不可

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶	1
年金制度が改正になりました	1
譲渡益も損益通算不可	2

### ご挨拶

今年の夏は久々の猛暑となり、涼しい秋の到来を待ちこがれている方が多いのではないのでしょうか？ 第19号では、この秋から一連の改正が始まる年金制度の解説及び平成16年度の税制改正事項として施行された不動産の譲渡損益通算不可制度に関して取り上げました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村元彦(東京事務所)

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香(さいたま事務所)



### 年金制度が改正になりました

年金改正法案が国会を通り、この秋から一連の年金制度改正が始まろうとしています。主なものは以下の通りです。

#### 「平成16年10月からの改正」

##### 1) 厚生年金保険料が引き上げられます(全員負担UP)

厚生年金保険料率が現在の13.58%から13.934%になります。今年の10月から毎年0.354%ずつ引き上げられ、2017年9月以降は18.30%になります。

##### 2) 標準報酬月額の上限改定基準の見直し(現在最高等級の方は負担増になる可能性あり)

毎年3月31日における全被保険者の標準報酬月額の平均の2倍に相当する額がその時点での最高等級の額を超え、その状態が継続すると認められる場合には、その年の9月からその時点での最高等級の上にさらに最高等級を加える改訂を行うこととなります(現在は報酬月額60.5万円以上が属する30等級が最高等級となっていますが、現状に応じて最高等級を増やし保険料を増やしていく方向ということです)。

#### 「平成17年4月からの改正」

##### 3) 65歳未満の在職者の年金一律2割停止が廃止され、年金月額と賃金の合計が28万円を超えなければ年金が全額受けられます。(対象者は収入UPの場合あり)

基本月額	28万円以下	28万円以下	28万円超	28万円超
総報酬月額相当額	48万円以下	48万円超	48万円以下	48万円超
受給できる年金額	$A - (A + B - 28万円) \div 2$	$A - \{(A + B - 28万円) \div 2\} - (B - 48万円)$	$A - (B \div 2)$	$A - (48万円 \div 2) - (B - 48万円)$

A: 基本月額(老齢厚生年金を12で割った額)

B: 総報酬月額相当額(社会保険の標準報酬月額とその月以前の1年間の標準賞与額の総額を12で割った数とを合算した数)

<例: 年金が120万円、賃金月額が20万円の場合>

～現在は必ず年金の2割(120万円×2割=24万円)がカットされていますが、来年4月からは(10万円+20万円-28万円)÷2×12月=12万円がカットされることとなり、年金の停止額が少なくなります。

#### 4) 国民年金第3号被保険者の届け出を忘れた期間が救済されます。(対象者はGOOD!)

国民年金の第3号被保険者(厚生年金に加入している人に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人)の届け出をしていない期間についても届け出を行えば、特例的に救済される措置が講じられます。

#### 5) 育児休業中の保険料免除期間を子が1歳→3歳になるまで延長されます。(対象者は負担減)

2005年4月1日以降に申し出た方が対象となりますが、事業主が社会保険事務所に申し出れば、子が3歳になるまでの間に育児休業を取得した期間の事業主及び被保険者の保険料が厚生年金及び健康保険両方ともに免除されます。

#### 6) 子が3歳になるまでは、給料が下がっても年金額に影響がなくなります。(対象者は将来の年金額UP)

勤務時間が短縮して給料が下がる場合には納める保険料も少なくなります。子供が3歳になるまでの期間については、事業主を通じて社会保険事務所へ申し出れば、この期間の年金額は育児休業前と同額の保険料を納めたものと見なして計算されます。

#### 7) 国民年金保険料が引き上げられます(対象者は負担UP)

国民年金保険料は13,300円から13,580円にアップします。

#### 8) 20代の第1号被保険者にかかる納付の特例制度(対象者はGOOD!)

20代のフリーターなどを対象に、所得が一定水準以下の場合、平成17年4月から平成27年6月までの期間について、最長で10年間保険料納付が免除される納付特例制度が創設されます。

ホームページもご覧ください

[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)

### 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(さいたま事務所)

さいたま市浦和区岸町7-9-19

電話 048-834-1598

Fax 048-834-1594

[nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)

### 譲渡益も損益通算不可

平成16年度税制改正事項として急に承認可決され施行となった「土地・建物の譲渡損失を他の所得の黒字と通算できない」譲渡損の損益通算不可の制度はいろいろなメディアで取り上げられ、ご存じの方も多いかと思われます。しかし、その逆の譲渡益も他の所得と通算できないことに注意が必要です。

例えば、個人事業の事業所得で赤字が出たので、この機会に相続でもらった土地を売却してその譲渡益とを通算させて節税しようと考えていても、それはできないことになっています。

土地建物の譲渡損のみならず譲渡益も通算不可となりましたので、不動産の売却を計画されている方は総合的に検討し直す必要があると思われます。

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

